

○京丹後市下水道用マンホール蓋のデザインの使用に関する要綱

令和2年3月30日

公営企業告示第16号

改正 令和4年3月31日公営企業告示第9号

(目的)

第1条 この告示は、京丹後市下水道用マンホール蓋のデザイン（以下「デザイン」という。）を使用する際の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、デザインの適正な活用を図り、もって本市の下水道に対する市民等の理解と関心を高め、本市のイメージ向上に寄与することを目的とする。

(対象デザイン)

第2条 この告示の対象となるデザインは、別図のとおりとする。

(デザインの使用)

第3条 デザインを使用しようとする者は、あらかじめ水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の承認を受けなければならない。

2 管理者は、デザインの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、承認をしないものとする。

- (1) 本市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とする等、独占的に使用し、又は使用するおそれがあると認められるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。
- (4) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又は利用するおそれがあると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が不相当と認めたとき。

(使用承認申請)

第4条 前条の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、京丹後市下水道用マンホール蓋のデザイン使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による申請があったときは、その適否を決定し、京丹後市下水道用マンホール蓋のデザイン使用承認書（様式第2号）又は京丹後市下水道用マンホール蓋のデザイン使用不承認書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 管理者は、承認に際し必要な条件（以下「使用承認条件」という。）を付することができる。

きる。

(遵守事項)

第5条 デザインの使用については、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第1条の目的以外に使用しないこと。
- (2) デザインの改変をしないこと。
- (3) 承認を受けた用途以外に使用しないこと。
- (4) 第3条第2項各号の規定に該当しないこと。
- (5) 使用に関する全ての事項について、管理者の指示に従うこと。

(承認内容の変更)

第6条 承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、承認を受けた内容について変更しようとするときは、あらかじめ京丹後市下水道用マンホール蓋のデザイン使用承認変更申請書（様式第4号）を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第4条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(使用の報告)

第7条 使用者は、デザインを使用して製作物を作成した場合には、速やかに、京丹後市下水道用マンホール蓋のデザイン使用実績報告書（様式第5号）及び製作物の完成品を1部提出しなければならない。ただし、製作物の提出が困難であるときは、その形状の分かる写真の提出をもって、製作物の提出に代えることができる。

(使用料)

第8条 デザインの使用料は、無料とする。

(違反等に対する取扱い)

第9条 管理者は、デザインの使用がこの告示及び使用承認条件に違反したとき、又は偽りその他不正な手段により承認を受けたときは、その承認を取消し、その使用を差し止め、又は必要な指示等（以下「承認の取消し等」という。）をすることができる。

2 管理者は、前項の規定による承認の取消し等をした者に対して、製作物の回収を求めることができる。

(第三者に対する承認)

第10条 管理者は、使用者に係る製作物と同一又は類似の物品等について、使用者以外の者から京丹後市下水道用マンホール蓋のデザイン使用承認申請書の提出があったときは、その承認をすることができる。この場合において、使用者は、管理者に対し、その承認について何らの異議を述べることはできない。

(権利設定の禁止等)

第11条 使用者は、デザインについて、知的財産に関する一切の権利を新たに設定し、又は登録してはならない。

2 この告示による承認は、使用者が自己の商標や意匠とする等、独占してデザインを利用する権利を付与するものではなく、かつ、使用者や製作物について本市が推奨するものではない。

(使用者の責務)

第12条 使用者は、デザインを使用して作成した製作物について、第三者との間に知的財産の権利に関する紛争が生じたときは、自らの責任において解決を図るものとする。

(責任の制限)

第13条 管理者は、次に掲げるものについて、一切の責任を負わない。

(1) 第9条の規定による承認の取消し等及び製作物の回収並びにデザインの使用に関し使用者に生じた損害又は損失

(2) 使用者が、デザインの使用によって第三者に対して与えた損害又は損失

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、デザインの使用に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、廃止前の京丹後市下水道用マンホール蓋のデザインの使用に関する要綱（平成30年京丹後市告示第180号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和4年3月31日公営企業告示第9号）

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の京丹後市排水設備アドバイザー派遣事業実施要綱、京丹後市排水設備工事に係る利子補給金交付要綱、京丹後市下水道用マンホール蓋のデザインの使用に関する要綱及び京丹後市排水設備等資金融資あっ旋及び利子補給金要綱の規定による用

紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、使用することができる。

別図（第2条関係）



①峰山町デザイン



②大宮町デザイン



③網野町デザイン



④丹後町デザイン



⑤弥栄町デザイン



⑥久美浜町デザイン



⑦京丹後市デザイン

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

京丹後市長 様

申請者 住所

氏名

（事業者等にあつては、名称及び代表者の氏名印）

電話番号 （ ）

京丹後市下水道用マンホール蓋のデザイン使用承認申請書

京丹後市下水道用マンホール蓋のデザインを使用したいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

使用目的	
使用方法	
製作数量	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
連絡先	担当者部署・氏名： 電話番号・FAX： メールアドレス：
添付資料	1 使用に際しての企画書等、使用内容が分かるもの 2 申請者の概要 3 その他、市長が必要と認める書類

様式第2号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

様

京丹後市長

印

京丹後市下水道用マンホール蓋のデザイン使用承認書

年 月 日付けで申請のあった京丹後市下水道用マンホール蓋のデザイン使用について、次のとおり承認したので通知します。

記

承認年月日	年 月 日
承認番号	第 号
承認期間	年 月 日から 年 月 日まで
付帯条件	

※ 承認期間を延長しようとする場合は、使用期間の満了する日の1月前までに、直近の使用承認通知書の写しを添付の上、京丹後市下水道用マンホール蓋のデザイン使用承認変更申請書を提出してください。

様式第3号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

様

京丹後市長

印

京丹後市下水道用マンホール蓋のデザイン使用不承認書

年 月 日付けで申請のあった京丹後市下水道用マンホール蓋のデザイン使用については、次の理由により不承認となりましたので通知します。

【不承認の理由】

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

京丹後市長 様

申請者 住所  
氏名

（事業者等にあつては、名称及び代表者の氏名印）

電話番号 （ ）

京丹後市下水道用マンホール蓋のデザイン使用承認変更申請書

年 月 日付け、承認番号第 号で承認された京丹後市下水道用マンホール蓋のデザイン使用について、次のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

	変更前	変更後
使用目的		
使用方法		
製作数量		
使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで
連絡先	担当者部署・氏名： 電話番号・FAX： メールアドレス：	担当者部署・氏名： 電話番号・FAX： メールアドレス：

※ 添付書類：内容を確認できる資料、その他、市長が必要と認める書類



様式第5号（第7条関係）

年 月 日

京丹後市長 様

提出者 住所

氏名

（事業者等にあつては、名称及び代表者の氏名印）

電話番号 （ ）

京丹後市下水道用マンホール蓋のデザイン使用実績報告書

京丹後市下水道用マンホール蓋のデザインの使用実績について、次のとおり報告します。

記

承認番号	第 号
使用目的	
使用方法	
製作物	
製作数量	

※ 製作物の完成品を1部（1品）提出してください。製作物の提出が困難であるときは、その形状、寸法等が分かる写真を提出してください。

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第4条関係)

様式第4号 (第6条関係)

様式第5号 (第7条関係)